

新福監第 412 号
平成 28年 2月 24日

社会福祉法人 新潟みずほ福祉会理事長 様
新潟みずほ園設置者 様
新潟みずほ園開設者 様

新潟市長 篠田 昭
(担当:福祉監査課)

平成27年度障がい福祉施設等指導監査及び障がい福祉サービス(施設
入所支援・生活介護・短期入所)実地指導の実施結果について(通知)

先に実施した指導監査の結果について、別紙のとおり通知します。
今回、文書による改善報告は不要ですが、通知した事項及び現地において職員が口頭
により指導した事項については、必要な措置を講ずるとともに、今後とも適切な施設運営、
サービスの質の向上に一層努力願います。

【担当】

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1
新潟市福祉部福祉監査課 高橋
TEL 025-226-1182(直通)
メール kansa.wl@city.niigata.lg.jp



平成27年度 障がい福祉施設等指導監査実施結果

監 査 対 象	監査年月日 監査種別	報告を求 める事項	報告を求 めない事 項	指 摘 内 容
障がい者支援施設	12月8日(火)		○	評議員会について、長期にわたって評議員会を欠席している評議員がいますので、出席できるように検討してください。
新潟みずほ園	9:30~16:00		○	備品等の廃棄について、備品廃棄伺い等により、処分の理由等を明らかにした上で、処分権限を持つ者の承認を受けるようにしてください。
障がい福祉サービス	実地		○	身体拘束について、やむを得ず身体拘束を実施するときは、組織として決定し、拘束様態、時間、理由を記録してください。
施設入所支援／生活介護／ 短期入所			○	身体拘束について、入所者又は家族へ説明した際の同意書に解除予定日の記載がない事例がありました。解除予定日はもれなく記載してください。
社会福祉法人				
新潟みずほ福祉会				

新福監第421号
平成28年2月29日

第2みずほ園設置者 様
第2みずほ園開設者 様

新潟市長 篠田 昭
(担当:福祉監査課)



平成27年度障がい福祉施設等指導監査及び障がい福祉サービス(施設
入所支援・生活介護・短期入所)実地指導の実施結果について(通知)

先に実施した指導監査の結果について、別紙のとおり通知します。
今回、文書による改善報告は不要ですが、通知した事項及び現地において職員が口頭
により指導した事項については、必要な措置を講ずるとともに、今後とも適切な施設運営、
サービスの質の向上に一層努力願います。

【担当】

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1
新潟市福祉部福祉監査課 今井
TEL 025-226-1182(直通)
メール kansa.wl@city.niigata.lg.jp



平成27年度 障がい福祉施設等指導監査実施結果

監査対象	監査年月日 監査種別	報告を求 める事項	報告を求 めない事 項	指 摘 内 容
障がい者支援施設	11月27日(金)		○	身体拘束について、解除予定日を定めず、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書の同意を得ている事例(K・Aのケース)がありました。緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書については、拘束開始日及び解除の予定日を明記したものとし、入所者又はその家族に説明し同意を得てください。また、身体拘束の必要性について、定期的に再検討をし、記録に残してください。
第2みずほ園	9:30～16:00		○	事業所の見やすい場所に、協力医療機関の掲示をしてください。
障がい福祉サービス	実地		○	現金収入について、金融機関に預け入れるまでの間やむを得ず施設内に現金を保管する場合は、現金出納帳を作成して管理してください。
施設入所支援／生活介護／短期入所			○	固定資産を処分(廃棄・売却等)する際には処分伺い等により、処分の理由等を明らかにした上で、処分権限を持つ者の承認を受けてください。